

様式第3号（第3条関係）

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」（その1）

住 所：  
氏 名：

	関係法	内 容			該当に○	備 考	
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）				
			林家（法人等経営含む）				
			漁家（法人等経営含む）				
		上記以外 （個人に限 る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり		→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
				なし			
		農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）		経営者が農林漁家であること		
			あり（自ら、あっせん）				
あり（あっせんのみ）			民宿所在地が特区であること				
なし			→「とくしま農林漁家民宿」対象外				
営 業 に 関 す る こ と	旅館業法	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳20枚以上）			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			33㎡未満				
		最大収容人数	10人以上			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			10人未満（      人）				
		家族人員			人	—	
		トイレ	家 族 共 用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
			客 専 用	男性用	箇所	—	
				女性用	箇所		
男女共用	箇所						
洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること		
	客専用		箇所	—			

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容		該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付、1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり	飲食店営業許可必要 食品衛生責任者の設置必要 (食品衛生責任者養成講習会修了者等)
			なし	なし	許可申請までに施設の改修必要	
		なし(素泊まり、自炊(料理体験含む))			飲食店営業許可不要	
	使用水	水道水				
		井戸水等(水道水以外の水)			年1回以上の水質検査必要	
施設	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 民宿用途部分の床面積が、一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 民宿用途部分の床面積が50㎡以下			全ての項目が○の場合は、「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は、消防用設備等の設置が必要	
		消防法令適合通知書の交付 (旅館業の営業許可申請に必要)			管轄の消防本部(消防署)に相談 (施設平面図、位置図、建物の配置図が必要)	
整備に関する こと	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可			全ての項目が○の場合は、「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は不要	
		旅館用途部分床面積	200㎡以下			建築確認申請不要
	200㎡超			建築確認申請(用途変更)必要		
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽=民宿の定員(人)
			住宅の一部を民宿として利用し、かつ客室の床面積33㎡未満			一般住宅扱い
住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上				処理人槽=民宿の定員(人)+ 5人(住宅用途面積130㎡以下) または7人(住宅用途面積130㎡超)		
水質汚濁防止法	特定施設(ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設)を設置。			保健所環境担当等に相談		

注1) 客室延床面積(33㎡)については、通常足を踏み入れない、押入、床の間、簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における民宿用途部分の床面積(50㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(200㎡)については、客室(部屋の面積、押入、床の間等を含む。) + 共用部分(台所、トイレ、風呂、廊下、玄関等)の面積。

4) 住宅用途面積が180㎡以下で、実居住人員等の条件を満たす場合は、住宅部分に限り、人槽緩和が可能となるため、詳しくは所管の建築基準法担当へ御相談ください。